

調達管理番号：20a00305

国名：カンボジア国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：残留農薬分析能力強化プロジェクト（チーフアドバイザー業務）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：チーフアドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年10月上旬から2022年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内5M/M、現地8M/M、合計13M/M
- (3) 業務日数：国内業務期間100日間（準備期間、整理期間含む）

現地業務期間240日

本業務においては複数回の現地渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年8月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))
  - ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)  
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
  - ◇ 評価結果の通知：2020年8月19日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農業農村開発または環境管理プロジェクトにおける総括業務。なお、食品安全に関する各種業務の経験を有することが望ましい。
対象国／類似地域	カンボジア国／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

カンボジア王国（以下「カンボジア」）では農業分野は GDP の 22%（世銀、2018）を占め、経済成長のためにも重要な役割を果たしている。2018 年に策定された国家戦略である第四次四辺形戦略においても、農業は四辺の一つである「包括的かつ持続的な開発」の重点分野に位置づけられている。また、2015 年に発表された産業開発計画では、2025 年までに農産物の輸出割合を 12%まで向上させることや、付加価値の高い農業生産の促進等が目標とされている。

カンボジアでは、このような農業の背景がある中、伝統的農業活動から農業資材を使用した集約的農業活動への移行が進んでいる最中であり、作物生産強化のための重要な資材として農薬が使用されている、しかし農産物への残留が人々の健康、環境および国際貿易への懸念を生じさせている。農林水産省（Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries: 以下「MAFF」）では同省に属する国立農業検査所（National Agriculture Laboratory: 以下「NAL」）を信頼できる水準での残留農薬分析を実施する機関として、その責務を果たすこととしているが、機材の整備は他ドナーからの支援で進む一方で、分析技術者の能力は不

十分である。かかる背景からカンボジア政府により、ラボの能力強化を図るため本事業が我が国に要請された。

また 2009 年から 2012 年まで実施された技術協力プロジェクト「農業資材(化学肥料および農薬)品質管理能力向上計画」において、農業法規局 (Department of Agricultural Legislation: 以下「DAL」) による農薬登録手続きの改善および強化が行われ、その終了時評価 (2012 年) において、これらに対する日本側からの必要に応じたフォローアップ等が提言された。その後急速な経済発展による中所得層増加により、健康への関心も高まり、近年食品の品質・安全性に関するニーズが大きく高まっている。そのような背景のため、本事業の詳細計画策定調査の中で、DAL から主として農薬資材店における立入り検査強化の要望が改めてあがったことを受け、本案件は DAL への協力も一つのコンポーネントとし、ラボの能力強化、及び流通現場での適切な農薬管理を整備することを図り、もって農作物に対する適切な農薬使用の推進に寄与することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、NAL 及び DAL をカウンターパート (以下「C/P」) 機関とし、本案件の他専門家と協力・連携した上で農作物の残留農薬分析能力をはじめとする NAL 職員の能力強化及び DAL に立入り検査強化を通じて適切な農薬管理に関する支援・助言を行う。また、両 C/P の円滑な活動及び連携の促進を行うことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間 (2020 年 10 月初旬～2020 年 10 月中旬)

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、カンボジア国の農薬関連の現状・課題を分析する。
- ② ASEAN が有する残留農薬基準について把握し、同基準のカンボジアへの適用の可能性・妥当性に係る検討の準備を行う。
- ③ JICA 経済開発部及びカンボジア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 本業務の関係者 (本事業詳細計画策定調査への省庁からの参団者や既に選考されている他専門家など) と業務内容について意見交換を行う。
- ⑤ カンボジア渡航に関して必要となる書類等の準備を行う。

(2) 現地業務期間 (2020 年 10 月中旬～2022 年 9 月下旬にかけて一回 2～3 週間を目安として複数回渡航)

- ① PDM 及び PO に基づき、専門家チームの代表として、C/P に対しプロジェクト全体の円滑な運営管理のための助言を行う。
- ② プロジェクト関係者と協力し、短期専門家等の活動に関する計画・立案について支援する。
- ③ プロジェクトの進捗状況の報告及び活動計画の承認のため、年 1 回程度の合同調整委員会（JCC）に専門家チームの代表として参加する。
- ④ 業務調整専門家と協力し C/P とも確認を進めた上で、6 カ月ごとにモニタリングシートのドラフト案を作成する。
- ⑤ プロジェクトを運営する上で PDM 及び PO の修正が必要と判断される場合や重大な状況の変化があった場合、または重要な方針決定をする場合には、業務調整専門家の協力のもと、プロジェクト関係者とその内容について協議し、必要な調整を行う。
- ⑥ NAL のラボ構築で連携するアジア開発銀行（ADB）との窓口としてプロジェクトを代表して調整を行う。
- ⑦ 第三国専門家や第三国及び本邦研修についての計画策定・調整について業務調整専門家と連携して実施する。
- ⑧ C/P、MAFF 関連部局、他専門家と協働して実施する生産者の農薬の使用状況及び農薬の流通に関する調査実施を支援する。
- ⑨ 既存機材の操作方法等について NAL 技術者の習熟度を確認する。
- ⑩ 農薬の分析基礎や検査器具の取り扱い等の研修の計画・立案を行う。
- ⑪ カンボジアにおける中長期的な農薬行政について、今後の JICA の支援も含めフレームワークを策定し、MAFF 及び JICA カンボジア事務所に報告する。
- ⑫ 他専門家の実施する活動のフォローアップ及びモニタリングを行う。その内容には以下の活動が対象となる。
  - 1) 残留農薬分析のためのラボの再構築を円滑に促進する。
  - 2) 残留農薬を分析する NAL 技術者のために OJT を実施する。
  - 3) 対象作物と有効成分の組合せの残留農薬分析手順を策定する。
  - 4) MAFF に属する他の食品分析ラボとも残留農薬分析の情報交換を行うための技術的ワークショップ実施する。
  - 5) 分析機材の運用及び維持管理の強化をする。
  - 6) 農薬販売店への立入り検査に関する現在のマニュアルとガイドラインの見直し・改訂を行う。
  - 7) DAL が実施する州農業局の検査員向けの研修を強化する。
  - 8) 農薬資材店への立入り検査および違法農薬収集の仕組みを改善する。

9) DAL が収集した農薬及び生産者の要望により農業総局（以下「GDA」）が収集した農薬の品質分析制度を改善する。

（3）国内作業期間（2020年10月中旬～2022年9月下旬にかけて複数回渡航する各現地業務の間）

- ① 現地業務の活動の整理を行い、適宜フォローアップのため、C/P や案件関係者への情報共有を行う。
- ② 案件に関する C/P や案件関係者からの問い合わせ等について、専門家チームの代表として、国内業務中も他専門家とも連携し対応する。
- ③ 次の現地業務に向け他専門家とも連携し準備を進める。

（4）帰国後整理期間（2022年9月中旬～2022年9月下旬）

- ① 活動の結果を報告書に取りまとめる。
- ② 本部にて帰国報告会を実施する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）ワークプラン（業務全体及び各次現地業務について作成）

現地業務における業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。簡易製本及び電子データにて提出。

提出部数は以下のとおり。

英文 5 部

（JICA 経済開発部、JICA カンボジア事務所、NAL、DAL、GDA へ各 1 部）

（2）モニタリングシート 6 か月ごとに作成し、C/P とも内容を確認し、本コンサルタントおよび C/P の署名を経た上で、JICA 経済開発部及び同カンボジア事務所に電子データにて提出。

（3）専門家業務完了報告書

本契約における業務全体に関する報告書を作成し、NAL、DAL、GDA、JICA 経済開発部及び同カンボジア事務所に提出し、報告する。業務の成果や C/P 機関への提言等を記載。

提出期限、部数、体裁は以下のとおり。

① 提出期限 2022年9月17日

② 提出部数

・ 英文 5 部

（JICA 経済開発部、JICA カンボジア事務所、NAL、DAL、

GDA へ各 1 部)

・ 和文 2 部

(JICA 経済開発部、JICA カンボジア事務所へ各 1 部)

③ 体裁

簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 10 月中旬～2022 年 9 月中旬（2 年間）を予定しており、その中で受注者から渡航計画について提案が可能です。他専門家の現地業務期間との調整等もあるため、渡航計画については経済開発部と協議した上で決定します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、現在カンボジア渡航に際しては、入国後の隔離期間（約 2 週間）が必要となり、そのため、新型コロナウイルスによる渡航・検疫措置について随時確認した上で、カンボジア渡航に際する措置に変更がある場合は受注者と JICA 側との間で協議を持った上で、業務従事期間を確認し、隔離対応に必要な M/M について追加・削除などの対応を行います。なお、今次公示においては暫定的に 2021 年 9 月末までは、それを現地 M/M に含め、2021 年 10 月からはそれらを M/M に含めない形としております。

② 現地での業務体制

本業務に係る専門家の構成は、現状以下のとおりです。専門家以外にアドバイザーとして経済開発部国際協力専門員が参画します。

ア) チーフアドバイザー業務（本コンサルタント）

イ) 残留農薬分析（別途派遣予定の短期専門家）

ウ) 農薬規制（別途派遣予定の短期専門家）

- エ) 農薬分析／農薬行政連携（別途派遣予定の短期専門家）
- オ) 業務調整（別途派遣の長期専門家）

### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり（業務調整専門家がアレンジ）
- イ) 宿舎手配  
あり（業務調整専門家がアレンジ）
- ウ) 車両借上げ  
あり（業務調整専門家がアレンジ）
- エ) 通訳備上  
あり（必要な場合のみ業務調整専門家がアレンジ）
- オ) 現地日程のアレンジ  
あり（業務調整専門家がアレンジ）
- カ) 執務スペースの提供  
なし（C/P がアレンジ）

## （2）参考資料

- ①本契約に関する以下の資料を当機構調達・業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ②本業務に関する以下の資料を当JICA経済開発部農業・農村開発第一グループにて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（edga1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：カンボジア残留農薬分析能力強化プロジェクト公示関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を

超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ③本業務に関する参考資料としては以下の資料が公開されております。
- ・カンボジア王国 農業資材(化学肥料及び農薬)品質管理能力向上計画事前調査・実施協議報告書  
([https://libopac.jica.go.jp/images/report/11945029\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11945029_01.pdf))
  - ・カンボジア王国 農業資材(化学肥料及び農薬)品質管理能力向上計画中間レビュー調査報告書  
([https://libopac.jica.go.jp/images/report/12023115\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12023115_01.pdf))
  - ・カンボジア王国 農業資材(化学肥料および農薬)品質管理能力向上計画終了時評価調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12084182.pdf>)

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精



算は不要です。

- ⑥ 現地派遣業務については、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上